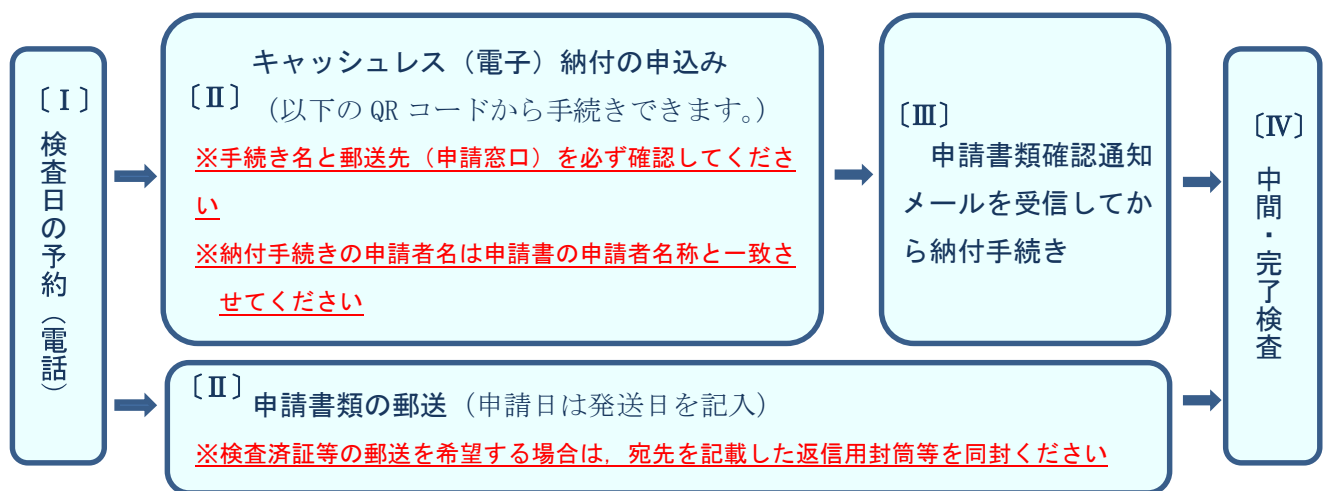


中間検査、完了検査申請時に、手数料のキャッシュレス（電子）納付と申請書類の郵送にご協力ください！

建築物の中間検査や完了検査申請の手数料については、茨城県収入証紙の他、キャッシュレス（電子）で手数料の納付手続きを行うことが可能です。

申請手数料をキャッシュレス（電子）で納付いただければ、窓口にお越しただかなくても、郵送対応で申請することができます。

キャッシュレス（電子）納付と郵送申請の手順



※手順の詳細については、裏面をご覧ください。

建築物の中間検査申請 （第 7 条の 3）	https://s-kantan.jp/prefibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12950	
建築物の完了検査申請 （第 7 条）	https://s-kantan.jp/prefibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12767	

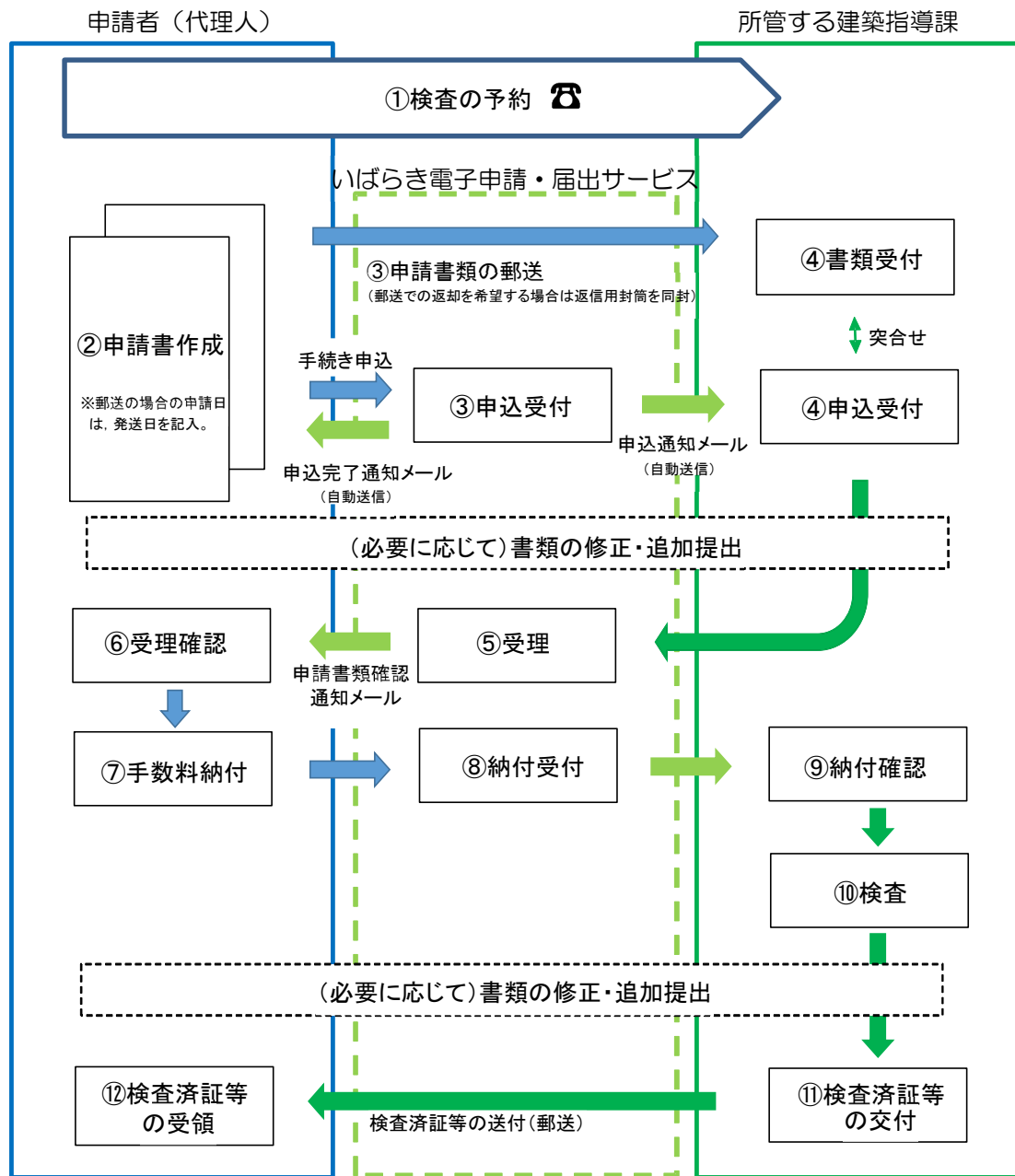
支払い方法	・ Pay-easy ・ クレジットカード（JCB/American Express/VISA/Master Card/Diners Club） ・ コード決済（Pay Pay・au PAY・d 払い・楽天ペイ） ・ コンビニ決済
-------	--

郵送先

茨城県土木部都市局建築指導課 建築グループ 宛て
住 所 〒310-8555 茨城県水戸市笠原 978 番 6
お問合せ TEL 029-301-4727（建築グループ）

※上記の QR コードは郵送先（申請窓口）ごとに異なりますので、ご注意願います

キャッシュレス（電子）納付と郵送申請の手順



○郵送時の留意点について

- ・ 郵送する封筒等の表側に「完了（中間）検査申請書 在中」と明記願います。
- ・ 手数料をキャッシュレスで納付する旨の書面（[別紙2](#)）を同封願います。
※いばらき電子申請・届出サービスで付与される整理番号を確認するために必要です。
- ・ 郵送による検査済証等の送付を希望する場合は、返信用封筒等を同封してください。
(切手を貼付し、返信先の氏名住所等を記載したもの)
- ・ その他の郵送書類は窓口で申請する場合と同じです。
(申請書、委任状（写し可）等（中間検査の場合はチェックシート等も必要となります）)